

各就労継続支援B型事業所 管理者 様

茨城県福祉部障害福祉課 企画グループ

「農福連携プラス推進モデル事業」の実施について（依頼）

日頃より本県の障害福祉施策の推進にご理解ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。
この度、国の令和5年度補正予算において、「農福連携に関するモデル事業」の実施要綱が制定されました。

ついては、申請を希望する事業所にあつては、下記のとおり、申請書類を作成のうえ、障害福祉課企画グループにご提出いただきますようお願い申し上げます。

なお、採択された場合には、国へ取組み事例の報告等が必要になりますことを申し添えます。

記

- 1 補助対象者
 - ・工賃向上計画を都道府県に提出している「就労継続支援B型事業所」
- 2 補助対象

今までの農業等と福祉の連携のみならず、観光業や商工業なども含めた普段の農福連携を超えた取組を行う必要があります。（農業と福祉のみでは採択は難しいと考えられます。）

- ・障害者就労施設等が事業の実施のために導入する機械・機器等の整備費
※令和6年度内（令和7年3月末）までに納品が完了するものに限りです。
※協議を行っても採択とならない場合がございますので、設備等の購入は採択後とし、申請時点で行わないようお願いいたします。
- ・障害者就労施設等が実施する事業の初期運用に係る専門家派遣の諸謝金、旅費等の一般管理費

- 3 補助基準（上限）額
 - ・1施設又は事業所あたり 10,000 千円 ※県内で1～2事業者を想定
- 4 補助率 10/10
- 5 提出書類
 - ・（別紙2）
「農福連携プラス推進モデル事業 事業計画書」
 - ・（別紙3）
「農福連携プラス推進モデル事業 積算内訳書」
- 6 回答期限 令和6年5月9日（木）まで（必着）

7 回答方法

- ・別添の調査票様式により、下記問合せ先までメールにて提出をお願いいたします。
- ※提出いただいた際には、県障害福祉課企画グループ（029-301-3357）まで必ずご連絡をお願いいたします。

8 主な留意点等

- ・令和5年12月に実施したニーズ調査にご回答いただいた事業所におかれましても、希望する場合は、改めて書類の提出をお願いします。
- ・申請いただいた全ての事業所のご希望に添えない場合がありますので、あらかじめご了承ください。
- ・採択された場合には、国へ取組み事例の報告等が必要になりますことから、当課でのヒアリング等の実施を予定しております。
- ・採択された場合には、当該事業の実施状況について、実績報告書及び精算内訳書により、事業完了年度の翌年度の4月末日までに国への報告が必要となります。併せて、茨城県等が事業所に対して、生産設備導入前後の比較を行い、障害者の工賃向上に資する効果を検証のうえ、好事例について事業完了の2ヶ月後の末日までに国へ報告する必要があります。また、会計検査の対象となりますのでご了承ください。
- ・取組み事例については、事業所のホームページ等により公表を行う必要があり、茨城県のホームページ等においても情報掲載を行う予定です。
- ・厚生労働省においても、生産設備の導入モデルとして公表等を行うことが想定されますので、あらかじめご了承ください。
- ・本モデル事業において補助対象として計上した場合は、農林水産省の農山漁村振興交付金の対象外とします。
- ・その他、事業実施に当たっての留意点や書類作成に当たっては、国の「実施要綱」等を十分にご確認ください。

[問合せ先]

茨城県福祉部障害福祉課企画G（板橋）

TEL 029-301-3357

E-mail shofuku-kikaku@pref.ibaraki.lg.jp